

2013 年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	藤原 静雄		
NAME	FUJIWARA Shizuo		

1. 研究課題

(和文) 情報公開法制の比較法的研究

(英文) A Study of Comparative Law on the Access to Government Information Act

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度）

(和文)

本研究は、わが国における情報公開法 10 年及び情報公開条例 30 年の制度運用を踏まえて、情報公開法制の運用上の論点に係る比較法的な研究を行い、もってわが国の情報公開法制の運用の一助とすることを目的とするものである。初年度は、わが国のおびただしい判例・答申を素材としてわが国としての議論を再度整理すること、及び比較的最近に情報公開法制が確立したドイツ等について実態調査を行い、最終年度には、これらの問題に関する法制・実務の比較の整理作業を行うという計画であった。

初年度の目標に掲げた、わが国の判例・答申を素材として、わが国としての議論を再度整理する（実態の把握）については、季報情報公開・個人情報保護（行政管理研究センター）での「判例・答申の動向」の連載を通じて、作業を一定程度進めることができた。また、海外調査については、2013 年 9 月にドイツを訪問し、ベルリン州データ保護・情報自由監察官事務所等において調査を行うとともに、ベルリンで開催された第 8 回国際情報自由コミッショナー会議にも招待を受け出席し、各国の代表を意見交換する機会を得た。2014 年度には、秘密保護法制と情報公開法制の関係についても比較法的な研究を進めるとともに、2015 年 2 月には台湾の東海大学等を訪問し、歴史的にわが国及びドイツの影響を受けている台湾において、情報公開制度がどのように展開されているか調査を行った。

この 2 年間の成果として、十分とは言えないまでも、情報公開法制の普遍性と地域性についての比較法的な議論の整理ができたと考えている（発表論文等参照）。

(英文)

The purpose of this study is to analyze the actual operation of Japanese acts about access to public information. Therefore, I examined the court cases that have been publicly so far. At the same time, I did comparison between Japan and foreign countries on the information disclosure system.

4. おもな発表論文等 (予定を含む)

【学術論文】(著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月)

「政府保有情報の公開と秘密保護 (特集 憲法の現況)」論究ジュリスト 13号 (2015、有斐閣) 28~36頁

『密約』訴訟における主張立証責任の法理 (特集 裁判所によって創られる統治行為); 法律時報 87 巻 5 号 (2015、日本評論社) 26~31 頁

【学会発表】(発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月)

【図 書】(著者名、出版社名、書名、刊行年)

【その他】(知的財産権、ニュースリリース等)